

# 年末調整の控除一覧



種類	主な適用条件	控除額
<b>基礎控除</b>	本人の合計所得が2,350万円以下	本人合計所得に応じて 58万円～95万円
<b>配偶者控除 ※</b>	・本人の合計所得が1,000万円以下である。 ・生計を一にする配偶者がいる。 ・配偶者の合計所得が58万円以下である。	本人合計所得と配偶者の年齢に応じて 13万円～38万円
<b>配偶者特別控除 ※</b>	・本人の合計所得が1,000万円以下である。 ・生計を一にする配偶者がいる。 ・配偶者の合計所得が58万円超133万円以下である。	本人合計所得と配偶者合計所得に応じて 1万円～38万円
<b>扶養控除 ※</b>	・16歳以上の生計を一にする親族がいる。 ・親族の合計所得が58万円以下である。	扶養親族の年齢と同居有無に応じて 38万円～63万円
<b>特定親族特別控除</b>	・生計を一にする19歳以上23歳未満の親族がいる。 ・親族の合計所得が58万円超123万円以下である。	親族の合計所得に応じて 3万円～63万円
<b>ひとり親控除</b>	・本人の合計所得が500万円以下である。 ・事実婚と同様の事情にある人がいない。 ・生計を一にする子どもがいる。 ・子どもの総所得が58万円以下である。	35万円
<b>寡婦控除</b>	・本人の合計所得が500万円以下である。 ・事実婚と同様の事情にある人がいない。 ・12/31時点でひとり親ではない。 ・次のいずれかに該当する。 夫と死別後に未婚 夫の生死が不明 離婚後に未婚で扶養親族（合計所得58万以下）がいる。	27万円
<b>障害者控除</b>	本人や控除対象配偶者、扶養親族が障害者である。	障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円
<b>勤労学生控除</b>	・特定の学校の学生や生徒である。 ・合計所得金額が85万円以下である。	27万円
<b>生命保険料控除</b>	・生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った。 ・本人、配偶者、その他親族が受取人である。	保険料に応じて計算した額 最大12万円
<b>社会保険料控除</b>	・本人、配偶者・その他親族が負担すべき社会保険料を支払った。 ・配偶者やその他親族とは生計を一にしている。 ・国民年金保険料、国民健康保険料、介護保険料、 後期高齢者医療保険料、国民年金基金の掛金など	その年に実際に支払った保険料の合計額
<b>小規模企業共済等掛金控除</b>	・小規模企業共済等の掛金を支払った。 ・小規模企業共済、iDeCo、企業型確定拠出年金など	その年に実際に支払った掛金の合計額
<b>地震保険料控除</b>	・地震保険料を支払った。 ・本人や生計を一にする親族が所有する建物や家財に対する保険である。 ・その建物に常時居住し、生活に通常必要な家財である。	保険料に応じて計算した額 最大5万円
<b>住宅借入金等特別控除 等</b>	・住宅ローンを利用し、自ら居住するための住宅を購入やリフォームした。 ・合計所得が2,000万円以下である。 ・住宅ローンの借入期間が10年以上ある。 ・引渡もししくは工事完了から6ヶ月以内に入居し、12/31まで居住している。  ※居住開始年により細かくその他の要件が決められています。	年末時点ローン残高の0.7%～1%

※ご家族が別の親族の個人事業を手伝い、事業専従者として給与を受け取っている場合、扶養には入れませんのでご注意ください。

**医療費控除、寄付金控除、雑損控除は年末調整ができません。確定申告で控除を受けてください。**